

## ウクライナ避難民等相談窓口



### 【Preamble—相談にあたって】

親族や友人が兵庫・神戸や近隣にお住まいで、そうした親族や友人から、生活の立上げや、日々の暮らしに応援のあることが不可欠です。



### 査証・入国

#### ○短期滞在査証申請

ウクライナ近隣諸国、欧州の日本の在外公館で査証を申請・取得（外務省領事局外国人課 03-3580-3311（代表））

[https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr\\_uk/11\\_000001\\_00179.html](https://www.ua.emb-japan.go.jp/itpr_uk/11_000001_00179.html)

—身元保証書（親族・知人が作成）、旅券 等

—日本に親族・知人等がない方は大使館窓口に相談

#### ○航空便の確保

支援を必要とされる方は、航空便の確保ができ次第、到着日時と便名をお知らせください。（航空券は自己手配）



### 住宅の確保のお手伝い

親族や友人宅で暮らすことが難しい場合、県営住宅や市営住宅等を無償で供与します。

（親族や友人の居所からできるだけ近い住宅の確保に努めます。）

光熱水費、通信費は自己負担となります。家具や電化製品は備わっていないので、自身で揃えてください。

### 【在留資格変更許可申請が必要】



短期滞在の在留資格では仕事はできません。また、社会保障制度への加入ができません。

日本滞在を希望する場合、在留資格「特定活動（1年）」への在留資格変更許可申請が必要です。（3か月以内に帰国、乃至他の国に出国される方を除く）中長期在留者になることで、住民票を作成したり公的扶助を受けることができます（就労、社会保障制度加入が可能になります）。



### 相談と地域の絆

【生活相談】月～金 9:00～17:00 TEL:078-382-2052

ウクライナ語…事前予約制による電話通訳

ロシア語…電話通訳

日本語、英語での対応可

#### 【地域の絆】

市町国際交流協会、日本語教室、小中高等学校、外国語対応のできる医療機関、民間支援組織等と繋ぐお手伝いをします。